

文京区監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、定期監査（学校監査）の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和7年3月28日

文京区監査委員	渡部敏明
同	松本理恵子
同	山本一仁

令和6年度定期監査（学校監査）結果報告書

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに文京区監査基準（令和2年1月監査委員決定）、令和6年度文京区監査基本計画及び令和6年度定期監査実施計画により、令和6年度定期監査（学校監査）を実施した。

2 監査の対象

主として令和5年度及び令和6年度における予算の執行、物品の管理等の財務等に関する事務の執行

3 監査の実施期間

令和6年10月15日から令和7年2月27日まで

4 監査の着眼点

事務の執行について、合規性、正確性だけでなく、経済性、効率性及び有効性といった観点を重視し、以下の事項に主眼を置いて監査を実施した。

- (1) 予算が適正かつ効果的・効率的に執行されているか。
- (2) 契約手続が適正に行われているか。契約の競争性及び透明性は、適切に確保されているか。履行確認は適切か。
- (3) 施設、備品等財産の管理が適切に行われているか。
- (4) 従前の指摘事項が是正されているか。

5 対象校及び実施日程

	対象校	監査実施日
小学校	指ヶ谷小学校	1月17日（金）
	関口台町小学校 *	12月6日（金）
	小日向台町小学校	12月13日（金）
	昭和小学校 *	1月21日（火）
中学校	第一中学校	11月20日（水）
	茗台中学校 *	12月11日（水）

* 監査委員監査実施校

6 監査の結果

予算の執行、物品の管理等の財務等に関する事務について、おおむね適正に執行されていると認められる。しかし、一部改善・是正すべき事項として下記のとおり指摘を行うものである。早急な改善のため、その原因と内部統制の対応も含めて報告されたい。

(1) 指摘事項

ア 現金出納簿の記載

資金前渡を受けた者は、文京区会計事務規則（昭和39年4月文京区規則第9号。以下「会計事務規則」という。）第115条の規定により、現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならないとされている。

しかし、第一中学校の修学旅行実地踏査に伴う入場料等の支出（2,900円及び2,300円）については、現金出納簿に記載されていなかった。会計事務規則に基づき適正な処理を行われたい。

（第一中学校）

イ 廃棄する物品の不用品組替え等

物品の組替え及び不用品の処分については、文京区物品管理規則（昭和39年4月文京区規則第10号。以下「物品管理規則」という。）第28条に規定する組替えを行った上で廃棄の手続を行わなければならない。

しかし、小学校3校、中学校2校の合計8点の物品について、物品管理規則に規定する組替え及び廃棄の手続を行わずに当該物品を廃棄し、供用備品現在高調書に登載していたままであった（下表）。これらの誤りは、物品管理規則第24条第3項の規定による供用備品と供用備品現在高調書の照合を実施していれば防げたものである。

供用備品においては、物品管理規則に基づく不用品組替え等の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書と照合する体制を構築されたい。

品名	点数 (取得価額総額)	学校名
電気掃除機	1点 (50,200円)	指ヶ谷小学校
電気掃除機	1点 (44,570円)	小日向台町小学校
折りたたみ機	1点 (168,000円)	昭和小学校
ポリッシャー	1点 (170,000円)	
湯沸器	1点 (32,000円)	第一中学校
冷蔵庫	1点 (37,000円)	
冷蔵庫	1点 (166,000円)	茗台中学校
自転車	1点 (36,800円)	

7 意見

- (1) 今年度も6校の学校監査を実施したが、現金出納簿の記載漏れや、複数の学校において廃棄する物品の不用品組替え及び廃棄手続の漏れが昨年度の監査から継続して指摘されていることは、学校の財産を管理する上で不適切と言わざるを

得ない。その一方で、複数の学校において定期的に供用備品と供用備品現在高調書を照合していることが確認できたことから、今後、全ての学校において計画的に実施されたい。このことを含めて、会計事務規則及び物品管理規則に基づき適正な処理を行う体制を、学校長のマネジメントの下、組織的に構築されたい。

- (2) 月別の在校時間状況を見ると、複数の学校において在校時間が月当たりの勤務時間を45時間以上超えている教員が多くいるとともに、複数月を平均して80時間を超えている教員も一定数いる。各学校では在校時間を縮減するため、会議の集約化、資料のペーパーレス化をはじめ様々な取組を進め、在校時間の縮減に結び付けている学校も複数あることを確認した。今後も在校時間の縮減に向けて、各学校の教職員の効果的な取組事例を共有する等の方策を実施することで、教員の健康管理と教育活動の充実を図られたい。
- (3) 学校において、タブレットによる個人情報漏えい事故が複数件起きている。この事態を受けて、既に教務用パソコンからタブレットへのデータの移動を物理的に制限する対応を採ったとのことである。必要な措置ではあるものの、これにより教員が職員室以外の場所でタブレットを用いて教務活動を行うことが制約され、不便が生じかねない面もある。次回のタブレット借上げの契約更新に合わせ、個人情報保護の徹底を前提として、教員の教務活動に資するタブレットのサーバー機能について再検討されたい。
- (4) 児童数の増加により、複数の学校で特別教室等を普通教室に転用している。これ以上クラスが増えると対応ができないという学校もある中で、同学年のクラスが各階に分散している学校も複数ある。長期間にわたり、教室利用の不便さ、同学年のクラス間での連携のしづらさなどが続くことになるため、学習面や学校生活面で十分なフォローを図られたい。